

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	児童福祉法による里親の認定, 養育里親の登録, 日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施, 負担能力の認定, 費用の徴収に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

広島県は, 児童福祉法による里親の認定, 養育里親の登録, 日常生活上の援助及び生活指導並びに就業支援の実施, 児童養護施設等への入所措置等に係る負担能力の認定, 児童養護施設等への入所措置等に係る費用の徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり, 特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し, 特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ, もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本事務において用いるシステムの利用にあたっては, 内部による不正利用の防止のため, ID及びパスワードによるアクセス制限, 利用可能端末の制限等情報漏洩に対する対策を講じる。

評価実施機関名

広島県知事

公表日

平成27年11月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施、負担能力の認定、費用の徴収に関する事務
②事務の概要	・児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の4第1項の里親の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・児童福祉法第33条の6第1項の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施の申込の受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務 ・児童福祉法第34条の19の養育里親名簿の作成に関する事務 ・小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託、又は児童養護施設等への入所措置に係る負担能力の認定及び費用の徴収に関する事務(児童福祉法第56条第1項及び第2項) ・児童自立生活援助の実施に係る費用の徴収に関する事務(児童福祉法第56条第2項)
③システムの名称	児童相談情報管理・療育手帳発行システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
里親名簿、自立援助ホーム委託に係る児童情報、負担者に関する情報、費用徴収台帳等システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の7の項 番号法別表第一主務省令 第7条第1号、第4号、第5条及び第6号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会に関する根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の8の項、16の項 番号法別表第二主務省令 第7条第1号イ及びロ 第12条第1号、第4号及び第5号 【情報提供に関する根拠】 番号法第19条第7号 別表第二の16の項、57の項 番号法別表第二主務省令 第12条第1号ロ第3号ロ及び第4号 第31条第1号ロ、第2号ロ及び第5号ロ
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	広島県健康福祉局こども家庭課
②所属長	こども家庭課長 徳光 重雄
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	○広島県総務局総務課 情報公開グループ 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号 電話 082-513-2380 ○広島県西部こども家庭センター 〒734-0003 広島県広島市南区宇品四丁目1-26 電話 082-254-0381 ○広島県東部こども家庭センター 〒720-0838 広島県福山市瀬戸町山北291-1 電話 084-951-2340 ○広島県北部こども家庭センター 〒728-0013 広島県三次市十日市東四丁目6-1 電話 0824-63-5181
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	○広島県健康福祉局こども家庭課 〒730-8511 広島県広島市中区基町10番52号 電話 082-513-3167、3168(ダイヤルイン) ○広島県西部こども家庭センター 〒734-0003 広島県広島市南区宇品四丁目1-26 電話 082-254-0381 ○広島県東部こども家庭センター 〒720-0838 広島県福山市瀬戸町山北291-1 電話 084-951-2340 ○広島県北部こども家庭センター 〒728-0013 広島県三次市十日市東四丁目6-1 電話 0824-63-5181

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

